

事務連絡
平成23年7月6日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて(その2)

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金等の免除等の取扱いについては、「東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて」(平成23年6月28日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)において、「長期避難世帯」に該当する市町村を情報提供したところです。

今般、「長期避難世帯」について、岩手県及び宮城県から別添のとおり公示がされ、該当市町村が追加されましたので、貴管下保険者及び被保険者等に対して情報提供いただきますよう御配慮願います。

なお、今回追加された市町村については、平成23年3月11日付けで長期避難世帯に指定されることから、対象者に対する一部負担金等の免除及び同日以降に負担した一部負担金等の還付について、貴管下保険者において、適切な取扱いがなされるよう、併せて御配慮願います。

岩手県告示第417号

平成23年3月11日からの平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

市町村名	地域名
釜石市	釜石市鈴子町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、駒木町、鶴住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地割

2 長期避難世帯となった年月日 平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年6月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の所在する区域

亘理郡山元町坂元字赤川58番、60番、63番、64番、67番及び88番から94番まで、坂元字磯作及び坂元字木ノ岡の全部、坂元字下木ノ岡25番から33番まで、38番、39番、41番から43番まで、46番から48番まで及び50番から62番まで並びに坂元字浜谷地及び坂元字瀧の全部

2 長期避難世帯となった日

平成23年3月11日